

国選弁護、国選付添及び被害者国選弁護関連業務運営細則

(目的)

第 1 条 この細則は、日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第 101 条の規定に基づき、国選弁護、国選付添及び被害者国選弁護関連業務（以下「国選弁護等及び被害者国選弁護関連業務」という。）の運営に関する細則を定めることを目的とする。

（弁護士との一般国選弁護人契約、一般国選付添人契約及び一般被害者参加弁護士契約の締結に関する事項）

第 2 条 弁護士との一般国選弁護人契約、一般国選付添人契約及び一般被害者参加弁護士契約の締結に関する事項については、次に掲げる場合を除き、一般国選弁護人契約、一般国選付添人契約及び一般被害者参加弁護士契約の申込みを受け付けた地方事務所長が申込みに対する諾否を決定する。

- (1) 弁護士会が業務方法書第 72 条第 5 項に基づき契約締結不相当との意見を回答した申込者について、契約の申込みを承諾する場合
- (2) 契約締結障害事由があること以外を理由として契約の申込みを拒絶する場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、地方事務所長が理事長の判断を要すると判断した場合

2 前項各号に掲げる場合については、理事長が申込みに対する諾否を決定する。

（指名通知業務の遂行体制の整備に関する事項）

第 3 条 業務方法書第 73 条第 8 項に基づき、作成すべき名簿の種類及び編成方式並びに国選弁護人及び国選付添人（以下「国選弁護人等」という。）並びに国選被害者参加弁護士の候補として指名する手順その他指名通知業務を迅速かつ確実に行うために定めるべき必要な事項については、地方事務所長が決定する。

（国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名通知）

第 4 条 裁判所若しくは裁判長又は裁判官からの依頼に基づいて指名通知すべき国選弁護人等の候補の決定は、地方事務所においては所長が、支部においては支部長が行う。

2 被害者参加人からの選定請求又は裁判所からの依頼に基づいて指名通知すべき国選被害者参加弁護士の候補の決定又は指名通知をしないことの決定は、地方事務所においては所長が、支部においては支部長が行う。

（休日における指名通知業務）

第 5 条 組織運営規程（平成 23 年規程第 1 号）第 36 条第 2 項ただし書に規定する休日における国選弁護人及び国選付添人の候補者の指名通知に関する担当事務所については、別表「委託事務所・受託事務所対応関係一覧表」の「委託事務所」欄記載の各地方事務所の担当区域における事務を、これらの地方事務所に対応する同表の「受託事務所」欄記載の地方事務所

において取り扱う。

（報酬及び費用の請求があった場合における報酬及び費用の算定）

第6条 一般国選弁護士契約弁護士及び一般国選付添人契約弁護士から報酬及び費用の請求があったときは、当該報酬及び費用の算定は、本部国選弁護課長が行う。

2 一般被害者参加弁護士契約弁護士から報酬及び費用の請求があったときは、当該報酬及び費用の算定は、本部犯罪被害者支援課長が行う。

（不服申立てに対する判断）

第7条 国選弁護人の事務に関する契約約款第22条第4項（第23条第6項によって準用される場合を含む。）又は第24条第4項（同条第6項によって準用される場合を含む。）に基づく報酬及び費用の再算定は、不服の理由、地方事務所長（支部の事件については支部長）の意見その他の事情に照らして特に重要なものに係る場合は理事長が、その余のものに係る場合は本部第二事業部長が行う。

2 国選付添人の事務に関する契約約款第20条第4項（第21条第6項によって準用される場合を含む。）又は第22条第4項（同条第6項によって準用される場合を含む。）に基づく報酬及び費用の再算定は、不服の理由、地方事務所長（支部の事件については支部長）の意見その他の事情に照らして特に重要なものに係る場合は理事長が、その余のものに係る場合は本部第二事業部長が行う。

3 国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款第19条第4項（第20条第6項によって準用される場合を含む。）に基づく報酬及び費用の再算定は、不服の理由、地方事務所長（支部の事件については支部長）の意見その他の事情に照らして特に重要なものに係る場合は理事長が、その余のものに係る場合は本部第二事業部長が行う。

4 前3項の規定にかかわらず、地方事務所長（支部の事件については支部長）は、不服申立てに対する判断が容易であり、理事長又は本部第二事業部長（以下「理事長等」という。）による判断が明らかに必要でないと認めるときは、自ら、不服申立てに係る報酬及び費用を再算定することができる。

（理事長等の判断を要する場合の手続）

第8条 地方事務所支部長は、支部に係る国選弁護等及び被害者国選弁護関連業務について、理事長等の判断を要すると判断した場合には、地方事務所長にその旨を報告する。この場合において、支部長は、当該報告に意見を付することができる。

2 地方事務所長は、支部長から前項に規定する報告を受けた場合には、これに基づいて本部にその旨の報告を行う。

3 地方事務所長は、地方事務所に係る国選弁護等及び被害者国選弁護関連業務（第1項に規定する業務を除く。）について、理事長等の判断を要すると判断した場合には、本部にその旨の報告をする。この場合において、地方事務所長は、必要があると認めるときは、当該報告に意見を付することができる。

4 前2項の本部に対する報告は、本部国選弁護課又は犯罪被害者支援課に対して書面又は電磁的記録を提出して行うものとし、急を要する場合には口頭で行うことができる。

（雑則）

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この細則は、平成18年10月2日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成19年細則第6号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成19年細則第16号）

この細則は、平成19年10月30日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成20年細則第6号）

この細則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成21年細則第5号）

この細則は、平成21年5月21日から施行する。ただし、別表「委託事務所・受託事務所対応一覧表」の「委託事務所」欄中「宮城」を削り、「受託事務所」欄中「東北」に対応する部分から「東京」を削り、「宮城」を加える部分は同月9日から施行し、「委託事務所」欄中「京都」を削る部分は同月16日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成22年細則第1号）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成22年細則第9号）

この細則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成23年細則第3号）

（施行期日等）

この細則は、公布の日から施行し、改正後の組織運営規程の改正に伴う契約事務取扱細則等の一部を改正する細則は、平成22年12月1日から適用する。

附 則（日本司法支援センター平成24年細則第3号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成25年細則第5号）

この細則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成25年細則第6号）

この細則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成25年細則第10号）

この細則は、平成25年11月8日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成26年細則第1号）

この細則は、平成26年2月21日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成27年細則第3号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成30年細則第10号）

この細則は、平成30年6月30日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和2年細則第5号）

この細則は、この細則による改正後の本則第6条（以下「改正後の本則第6条」という。）を除き、令和2年7月30日から施行する。改正後の本則第6条の施行日その他の改正後の本則第6条の施行にあたり必要な事項は別に理事長が決定する。

附 則（日本司法支援センター令和3年細則第4号）

この細則の施行に関し必要な経過措置は、別に理事長が定める。

附 則（日本司法支援センター令和5年細則第11号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

委託事務所・受託事務所対応関係一覧表

|     | 委託事務所 | 受託事務所 |
|-----|-------|-------|
| 北海道 | 函館    | 札幌    |
|     | 旭川    |       |
|     | 釧路    |       |
| 東北  | 福島    | 宮城    |
|     | 山形    |       |
|     | 岩手    |       |
|     | 秋田    |       |
|     | 青森    |       |
| 関東  | 茨城    | 東京    |
|     | 栃木    |       |
|     | 群馬    |       |
|     | 静岡    |       |
|     | 山梨    |       |
|     | 長野    |       |
|     | 新潟    |       |
| 中部  | 三重    | 愛知    |
|     | 岐阜    |       |
|     | 福井    |       |
|     | 石川    |       |
|     | 富山    |       |
| 近畿  | 奈良    | 大阪    |
|     | 滋賀    |       |
|     | 和歌山   |       |
| 四国  | 香川    |       |
|     | 徳島    |       |
|     | 高知    |       |
|     | 愛媛    |       |
| 中国  | 山口    | 広島    |
|     | 岡山    |       |
|     | 鳥取    |       |
|     | 島根    |       |
| 九州  | 佐賀    | 福岡    |
|     | 長崎    |       |
|     | 大分    |       |
|     | 熊本    |       |
|     | 鹿児島   |       |
|     | 宮崎    |       |
|     | 沖縄    |       |